

平成31年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

平成31年3月14日

○出席議員 15人

1番 鈴木 克己 君	3番 藤本 治 君	4番 久我 恵子 君
5番 磯野 典正 君	6番 照川 由美子 君	7番 戸坂 健一 君
8番 佐藤 啓史 君	9番 寺尾 重雄 君	10番 土屋 元 君
11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君	13番 岩瀬 洋男 君
14番 黒川 民雄 君	15番 岩瀬 義信 君	16番 末吉 定夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田 寿男 君	副市長 関 重夫 君
教育長 岩瀬 好央 君	総務課長 酒井 清彦 君
企画課長 軽込 一浩 君	財政課長 齋藤 恒夫 君
税務課長 土屋 英二 君	市民課長 植村 仁 君
介護健康課長 大森 基彦 君	福祉課長 吉清 佳明 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 神戸 哲也 君	都市建設課長 鈴木 克己 君
農林水産課長 平松 等 君	観光商工課長 高橋 吉造 君
会計課長 菰田 智 君	教育課長 岡安 和彦 君
社会教育課長 長田 悟 君	水道課長 大野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 渡辺 茂雄 君	議事係長 原 隆宏 君
--------------	-------------

議 事 日 程

議事日程第7号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決
(予算審査特別委員長)

議案第17号 平成31年度勝浦市一般会計予算

議案第18号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第19号 平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第20号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第21号 平成31年度勝浦市水道事業会計予算

(総務文教常任委員長)

議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例及び勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 市有財産の譲渡について

陳情第1号 「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情

陳情第3号 道の駅建設計画の再検討を求める陳情

(産業厚生常任委員長)

議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例及び勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 小高朋子福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例及び小高昌伸福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

議案第23号 市道路線の認定について

請願第1号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願

陳情第2号 「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第24号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

議案第26号 勝浦市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を4分の1以上にすることにつき同意を求めることについて

議案第27号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第28号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第29号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第30号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第31号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第32号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第33号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第34号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第35号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第2号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書について

発議案第3号 幼児教育・保育の「無償化」に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書について

第5 報告

報告第1号 専決処分の報告について

開 議

平成31年3月14日（木） 午前10時開議

○議長（岩瀬洋男君） ただいま出席議員は15人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬洋男君） それでは、日程第1、議案を上程いたします。

議案第17号 平成31年度勝浦市一般会計予算、議案第18号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成31年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。照川予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 照川由美子君登壇〕

○予算審査特別委員長（照川由美子君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月8日、11日及び12日の3日間、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

審査の結果、議案第17号 平成31年度勝浦市一般会計予算、議案第18号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成31年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件について、議案第17号ないし議案第21号については賛成多数で、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出されましたので、その主なものを申し上げます。

一般会計の歳入予算においては、市税収入の自主財源の減少に対する対策についてただしたところ、市税収入について、実際の決算では3年連続前年を上回る見込みであり、主な要因は、太陽光発電等大きな施設、若潮キャンパス跡地の大型商業施設ができたことが固定資産税への影響が大きい。償却資産の申告納付については申告が漏れていないか、重要な財源確保になるので国で公表している太陽光発電施設の認可一覧のリストにより申告者と照合し、未申告者に通知、申告を促す等課税漏れがないような対策に取り組んでいるとの答弁がありました。

また、歳出予算において、定住促進PR事業のPR内容についてただしたところ、平成30年度は2回開催し、市の奨励金の紹介、自然環境、物価の安さ、ミレーニア勝浦や東急の住宅環境を紹介し、企画課を主に企画立案し、勝浦の魅力を届けるよう努力をしている。平成31年度は効果的な3件に出店、参加を計画している。今後はオール勝浦で移住施策と就業もあわせて取り組む方向で進めたいとの答弁がありました。

健康増進事業の健康マイレージについてただしたところ、ポイント付与している健診等について、各がん健診、骨粗しょう症、特定健診、後期高齢者の健診、成人健診事業、健康ハツラツ教室等、運動教室で実施しているが、本質は健康が恩恵であると考えており、本事業は健診を受ける動機づけであり、この事業を広めるため広報誌の記載内容の充実や健診カレンダーの裏面にもPRを載せる等広く周知をしていきたいとの答弁がありました。

防災アプリ整備管理事業の内訳と普及方法についてただしたところ、防災ブックを更新し、4月上旬に戸別配布を予定しており、あわせて防災アプリの登録の仕方や機能を付した冊子等を全戸に配布予定であるとの答弁がありました。

道路新設改良費の勝浦荒川線の改修工事の内容についてただしたところ、社会資本整備総合交付金の交付状況により平成30年度と平成31年度、2カ年にわたって改良工事を実施しようとするものであり、今年度で全体の約67%の完成見込みであり、工事はまだ続いているが、平成31年度に完成するとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計について、歳入の繰越金についてただしたところ、実際にはある程度の繰越金が見込めるが、平成31年度は5万9,000円の額で予算が組めた。当初予算に計上されていない繰越金の使途は、国保税の減収分に伴い、納付金の支払いに不足が生じた場合などのために補填財源として使いたいとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療特別会計について、歳入では保険料普通徴収の対象者要件についてただしたところ、原則特別徴収が基本であるが、普通徴収となる要件は4つあり、受給している年金が18万未満の方、後期高齢医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方。年度途中で満75歳の年齢到達や、他市町村から転入により新たな被保険者となる場合は、年金天引きが始まるまでの平均6カ月程度の間、また、希望により特別徴収から口座振替

に限り変更することが認められているとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計について、保険給付費総額の増加要因についてただしたところ、第7期介護保険事業計画に基づいて策定したもので、本年10月に消費税が10%に上がる分、また介護の処遇改善に当てられることからの影響との答弁がありました。

また、総合事業の量と質の変化、財源構成についてただしたところ、地域支援事業の中の介護予防・生活支援サービス事業費等については、要支援の方の通所介護、訪問介護が介護給付費から移り、第1号訪問事業、第1号通所事業となったものであり、保険者として質と量の変化はしていない。また、財源構成は国が25%、県と市が12.5%、支払基金交付金が27%、利用者の負担が23%、地域支援事業に移っても同様のサービスは受けられるとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について、建設改良費の増加要因と配水施設費の工事の選定方法についてただしたところ、配水施設費において白木地先の水管橋架替工事費が大きな要因、また配水管布設工事場所の選定については、石綿セメント管が漏水の大きな要因と考えられるため、現在13カ所、2.7キロ残っており、水道会計の状況により計画的に実施する選定をしているとの答弁がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 特別審査委員会、お疲れさまでした。ただいま委員長からの報告をお聞きしましたが、報告の中でなかった部分について若干お伺いします。

まず1点目に、これは報告があった部分です。勝浦荒川線、あと約3割残っているという事業の中で、今年度の部分はまだ工事中で、今縁石工事をやっていました。そういう中において、これは継続事業ではなくて、それぞれ単年度事業で平成30年度、平成31年度の国の交付金事業ということですが、それについて現場を確認したいというような提案があったと思うのですが、これがされての話なのか、また、されていなければ、どういう判断で現場確認をしなかったのかについてお伺いします。

あと、商店街活性化について、前年よりeスポーツが入るということで、事業費をアップしています。商店街の活性化については、私も当然行うべき事業ということで、この予算全体については増額することについては問題ないですが、事業自体が本当に精査されてきているのか、その辺をどのように確認したのか、また、eスポーツを入れるということについて、商店街の活性化にどのようにつながっていくのかが、どのように議論されてきたのかについてお伺いします。

最後に3点目で、キュステの芸術文化交流推進事業案ということで、この要求資料の一番最後に出ています。一番先に目につくのが、未定が3点あって、未定で赤字が2件、未定で黒字が1件、私は見た瞬間にこれはおかしいと思ったのですが、予算委員会の中でどのような議論がされていて、また、この未定についてはどのような市当局の答弁があるのか、その辺についてお伺いします。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。照川予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（照川由美子君） それでは、1点目の、なぜ現場を見ないで予算審議に入っただかということですが、まず、委員長を決める段階で、そのときに提案していただいたもので

はなくて、前日休会の午後にそういう連絡が入りました。それで、私と副委員長で相談いたしまして、私は当日の朝、全てカメラにおさめまして、その写真を手元に置いて、万が一そういうところで質問が出たときの対応を写真で行おうということでカメラを持っただけの予算審議となりました。そのときに、土屋委員のほうから、その要望が出たのですが、それについてはカメラに写してまいりましたということで、それ以上の質問は出なかったのもので、そのまま予算審議を進めたところであります。

2点目の、eスポーツについてですが、これらの新しい取り組みを今後も取り上げることによって、若者をこの勝浦に誘客しようというふうな視点で論議がされたということを申し上げます。

あと、キュステの未定の部分ですが、この点については論議がありましたが、今までこのような形である程度目安をつけて予算審議をするというふうなところで了解を得たところであります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 道路の現場確認というのは、私のほうはやるべきだという話ではありません。ただ、委員のほうから事前に見てきたほうがいいということだったので、特に大雨とか天候が悪くなかったと思うので、私はここは実際見て行こうと、私自身はそう思っています。ただ、委員長と副委員長の判断で、それはやらなかったということでもありますので、それ以上のことは申しませんが、委員長は当日の朝見て、写真におさめたということでもあります。写真におさめて現場を確認したと。委員長が確認したということですので、確認したことについて、委員長はどのように思われたのかについて、お伺いします。

それと、私はeスポーツがどうのこうの、もちろんeスポーツが入って、商店街活性化事業は増額になるということはもちろんそのとおりだと思うのですが、先ほど聞いたのは、ほかに商店街活性化について、どんな質疑があって、どんな内容だったのかを聞いたので、eスポーツを最初から、eスポーツが入って、それがいい、悪いという話はしてません。商店街活性化について、どのような質疑内容があったのかということです。

また、eスポーツについては新しい取り組みということで、それを評価しているということですので、それはそれで含めて、今後の商店街について委員の皆さんがどのような議論がされたのかということについてお伺いします。

キュステについて、委員長自体の考えをお聞かせください。それで納得しますか。私は納得できません。これを見て、こんな予算の上げ方は全くないというふうに、私自身は思いますので、委員長はそれについてどういうふうに思うのか、委員長個人のお考えをお聞きします。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 1つ目と3つ目が委員長報告に対しての質疑なので、委員長の感想ということになってしまうので、2つ目に関しては答弁してもらいますけれども、質問を変えてください。

○1番（鈴木克己君） 委員長、個人の考えを聞く場所ではないということですので、それでは、何も意見がなかったということですが、それに対して、私は委員長の考えを聞いたかったので、では、なぜ行わなかったのかは結構です、道路問題は。

キュステのほうについては、ほかの委員から、土屋議員は私と同会派なので話をしていたの

ですが、全くほかの委員からはそのような疑問の質問はあったのかなのか、それについて伺います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。照川予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（照川由美子君） その点につきましては、磯野議員のほうから総括質疑で触れられました。その点が1点、キュステのところですよ。未定というところの部分で、磯野議員のほうから、これは未定というところの計上というところでは、今後、こういうところではもう少ししっかりと計上してほしいという意見が出ました。

e スポーツ以外はなかったと認識しております。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） それでは、磯野議員から総括であったということですが、それに対する市側の答弁はどんな内容でしたでしょうか。磯野議員の総括質疑の質問に対して、市のほうはどんな内容でそれに対して答えていたかどうか。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。照川予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（照川由美子君） 今後、この計上については考えていくというような方法で答弁があったというふうに思います。

○議長（岩瀬洋男君） 鈴木議員、質問をもう一回してください。

○1番（鈴木克己君） 答弁の内容が聞こえなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。照川予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（照川由美子君） キュステの未定のところの額の計上については、今後考えていく面があるというふうな内容で答弁がありました。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本治議員。

〔3番 藤本 治君登壇〕

○3番（藤本 治君） 私は、ただいまの予算審査特別委員長報告の議案第17号 平成31年度勝浦市一般会計予算、議案第18号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計予算及び議案第21号 平成31年度勝浦市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。

昨年10月から12月期の国内総生産（GDP）の改定値が発表され、前期（7月－9月期）に比べた実績の伸び率は0.5%でした。この伸びが1年間続くと仮定した年率換算でも1.9%、政府目標にも届かない低さです。改めて経済の低迷を浮き彫りにしました。とりわけGDPの約6割を占める個人消費は0.4%の伸びに低下し、消費の不況は依然深刻です。

政府の言う景気拡大自体、国民の実感からかけ離れたものです。経済の専門家からは、既に戦後最長の景気拡大は終わったとの見方も出ています。GDP以外の経済統計を見ても、先月末に発表された1月の鉱工業生産指数（速報値）は前月比3.7%低下し、3カ月連続のマイナスです。1月の景気動向指数（一致指数）も2.7ポイントのマイナスとなりました。景気動向指数は、政

府が景気の拡大・後退を判断する指数です。景気の基調判断も足踏みから約4年ぶりに下方への局面変化に下方修正されました。

安倍政権が拡大していると自慢してきた雇用も、1月の有効求人倍率は横ばいです。完全失業率は2カ月ぶりの悪化で、完全失業者は172万人に上ります。家計調査の消費支出も1月は実質2.0%の伸びにとどまりました。

国内景気が後退局面に入ってきたことは、ごまかしようがありません。安倍政権の経済政策アベノミクスの破綻は明らかです。

アベノミクスによって大企業や大資産家が儲けやため込みを増やす一方で、国民の暮らしは悪化し、格差と貧困は拡大しています。勝浦市民も例外ではありません。日本共産党勝浦支部が行ったアンケートの暮らし向きの問いには、よくなったと答えた方が4%なのに対し、悪くなったと答えた方は、何と41%を占めました。さらに市政への要望では、水道料金の値下げを初め、ごみ袋代、介護保険、国保税など、負担の軽減を求める声が上位を占めています。この声に真正面から応える各会計の予算編成が今ほど求められている時はありません。

平成31年度の一般会計予算では、子育て支援策など、住民の福祉の向上に資する施策が盛り込まれておりますが、一方で、生活保護世帯が毎年減少を続け、保護申請と保護開始の件数が一桁にとどまる低迷が続いています。少なからず国保税や介護保険料の滞納が発生しており、滞納を生活困窮者のシグナルと捉え、納付相談に乗りながら、滞納原因を把握し、生活再建の支援が必要か否かを判断し、支援が必要な市民には生活再建の手助けをすることが市の責務ではないでしょうか。にもかかわらず、滞納した市民から生活保護に結びついた市民がまだいないというのは、にわかには信じがたい事実です。市民の暮らしに寄り添い、真に生活保護を必要とする市民を捕捉する力が失われていると言わざるを得ません。

また、ごみ袋は、お隣のいすみ市や大多喜町、御宿町では45リットルが1袋50円で販売されています。ところが、勝浦市では40リットルが1袋62円から67円もしております。勝浦市ではごみ袋の製造・流通を業者任せにしているのに対し、隣町では50円と末端価格を低く定め、一括発注しているためです。市民の願いは、ごみ袋代が高過ぎる。せめて隣町並みに値下げをというものです。この願いに応え、勝浦市も同じようにせよと迫っても、市はかたくなに拒否しています。

国民健康保険の都道府県単位化は、国保の構造的な問題を解決するためではなく、国保を医療費削減の道具にするともに、国保税の容赦ない値上げ、厳しい取り立てにつながりかねないものです。そして、多くの市町村が一般会計からの法定外繰り入れを行って、税負担の軽減を図ってきたことを強引に解消しようとするものです。千葉県では値上げよりも値下げした市町村が多かったものの、東京、愛知、埼玉、神奈川では値上げが相次ぎました。

国保の構造的矛盾を解決するには、知事会など地方団体も要求している1兆円の公費負担増によって、均等割、平等割を廃止し、国保料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げることが解決への現実的な道です。

勝浦市独自でも均等割による思い負担を軽減する策を導入するなどして、国保税を引き下げるべきです。

水道料金は依然として県内一高い料金が市民に押しつけられ、毎年黒字経営になっています。また、県営水道との格差を是正する県の高料金対策補助金は、平成10年の48億円から大きく減少しているとはいえ、外房地域のほぼ全自治体で活用されています。長生、夷隅、安房の市町村で

一般会計から水道会計への料金値下げの財源を繰り入れていないのは、ただ一つ勝浦市だけとなりました。

末端給水事業体の統合と用水供給事業体と県営水道との事業統合完了による水道料金の引き下げの前に、数年という限られた期間だけ一般会計から水道会計への繰り入れと、県の高料金対策補助金で料金引き下げを前倒しし、可能な財政規模と期間を充てて、２段階での水道料金の引き下げを行うべきです。それが長年にわたって県内一高い水道料金の負担に耐えてきた市民の労苦に報いる唯一最後の機会です。

介護保険事業は、国の相次ぐ改悪によって、今後、2025年まで保険料は右肩上がりに上がり続け、利用料は２割負担に拡大され、保険給付は要介護３以上の重度者しか受けられない、そのような保険あって介護なしの制度になりかねません。

現行の保険方式のもとで、増大する介護需要に応えつつ、持続可能性を確保するには、介護保険財政における公費負担割合を５割から６割に引き上げることが必要不可欠です。これを国、県に強く求めるとともに、相次ぐ国の制度期改悪から勝浦市民を守る防波堤の役割を果たすべきです。

後期高齢者医療制度は、年齢により受けられる医療を差別する制度であり、一日も早く廃止すべき制度です。

以上を指摘し、各会計に対する反対討論を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。末吉定夫議員。

〔16番 末吉定夫君登壇〕

○16番（末吉定夫君） 私は、議案第17号ないし議案第21号の各会計について、賛成の立場で討論をいたします。

最初に、議案第17号 平成31年度勝浦市一般会計予算について申し上げます。

平成31年度予算においても、引き続き勝浦市総合計画・後期基本計画及び第３次実施計画や、勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた各種事業について計上されているところであります。

事業といたしましては、平成30年度同様、若者等定住促進事業や多子世帯保育所保育料等助成事業及びまちづくり活動推進事業、不妊治療助成金支給事業等が実施されるとともに、来年１月に開園を予定している認定こども園の整備事業に加え、子育て世代包括支援センター事業の実施等、子育て・教育環境の向上と充実のための経費が計上されているところであります。

また、震災等緊急広報無線デジタル化改修事業や、災害用物資等備蓄事業及び避難路整備事業などの災害対策関連経費に加え、社会資本整備総合交付金事業等による道路整備や鳥獣による農作物被害防止事業及び漁港機能維持補修等の水産物供給基盤機能保全事業に係る経費等も計上されているところであります。

そのほか、商店街活性化支援事業や地域おこし協力隊活用事業など、市内産業の活性化や、魅力的な観光地の基盤づくりの強化等を図るための施策についても評価するものであります。

このようなことから、平成31年度予算の内容は原案どおり賛意を表するところであります。

次に、議案第18号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

国民皆保険において重要な役割を果たしております国民健康保険は、他の保険制度と比較して被保険者の年齢構成が高いことなどにより医療費水準が高く、無職者や非正規雇用労働者な

ど低所得者の加入者が多い、所得に占める保険税負担が重い、財政運営が不安定になりやすい、小規模保険者が多いなどの構造的な課題を抱え、制度運営に大変苦慮されております。

２年目となる国保の広域化は、このような課題の解決を目指し、国の財政支援の拡充とともに、県が国保財政運営の主体となり、市町村とともに国保の運営を担うことによる安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等が図られることとなります。

なお、広域化のメリットについては、県が、医療費の支払に責任を負うことにより市町村の医療費急増に対する財政リスクの軽減が図られること、標準保険税の提示に伴い、他市町村との保険税の比較が容易になるということ、市町村事務の共同実施による事務の効率化などが挙げられております。

また、医療費の抑制に有効な特定健康診査受診率向上事業や糖尿病性腎症重症化予防事業が新たに予算に計上されております。

これらの国保制度を将来的に持続していけるよう編成された本予算に賛意を表すところであります。

次に、議案第19号 平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。後期高齢者医療制度は、ご承知のとおり高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者を支え合うためにつくられたもので、都道府県単位で全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となっております。

本予算は市が徴収した保険料や、県負担金などによる繰入金の合計額を広域連合に納付する内容となっており、広域連合運営という現行体制において示された予算の計上や執行は各自自治体の責任であります。

被保険者の増加に比例し、医療費も増加傾向にある中、過去の実績から鑑みても予算の妥当性は認められることから賛意を表すところであります。

次に、議案第20号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計予算について申し上げます。

本予算案は、介護保険制度を運営していくための予算であります。

歳入面では、共同連帯の理念のもと、介護保険事業に係る費用を公平に負担するとされていることから介護保険料が計上されておりますが、この中で第１段階に該当する低所得者の介護保険料に対し、公費を投入して軽減が図られており、また、国、県、一般会計等からは、可能な限り支援を受けております。

歳出面では、介護給付及び介護予防給付を初めとする介護保険サービスを提供するための費用だけでなく、高齢者が住みなれた地域で自分らしく生き生きと暮らしていくことができるよう、また、たとえ介護が必要な状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていくことができるよう、認知症に関する事業、運動などによる介護予防事業、高齢者の見守りに関する事業、要介護者を抱える家族の支援に関する事業などが盛り込まれております。

介護保険制度は、介護サービスを必要とする者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、また、被保険者が可能な限り、住みなれた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援していく重要な制度であり、それに資する予算であると考えます。

以上の理由から、本予算は、原案どおりに賛意を表すところであります。

次に議案第21号 平成31年度勝浦市水道事業会計予算について申し上げます。

本会計は、引き続き実施する水道未普及地域解消事業と老朽管の布設替工事や、老朽施設の更新工事等を実施することから、予算規模は11億232万円となっているところです。安心で安全なおいしい水の安定供給や施設整備を図る上で必要な予算の計上であり、承認すべきものと考えます。

以上申し上げましたように、議案第17号 平成31年度勝浦市一般会計予算ないし議案第21号 平成31年度勝浦市水道事業会計予算の5つの会計に係る予算に対して賛意を表し、賛成の討論といたします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。土屋元議員。

〔10番 土屋 元君登壇〕

○10番（土屋 元君） 私は、議案第17号 平成31年度勝浦市一般会計予算のみ、反対の立場で討論をさせていただきます。

一般会計予算の予算編成方針においては、勝浦市総合計画・後期基本計画、第3次実施計画、地方創生戦略の確実なる推進をしながら予算編成をというような大きな方針がありました。その中で特に地方創生の目玉でありました山の活性化の道の駅構想が十分なる精査とは思えない状況の中で白紙撤回されたということを、十分立ちどまって精査するという12月の議会答弁に対して、十分なる精査、これは行政だけではなくて、諮問機関の策定会議にもかけるとか、いろんな中であったと思うのですが、そういったことがどうも足らなかったというふうな思いの中でおります。

一般会計予算で、特に子育ての認定こども園等々、もちろん十分な措置の予算については賛意を表しますが、1点だけ、芸術文化交流センターの主催事業の予算のあり方についてのみ、私は特に下期の事業で未定が3件、だから4月から始まることじゃなくて、下期の予算編成未定の事業が3件、しかし、内容が決まらないのに1本は黒字事業です、2本は赤字事業ですと、これは幾ら何でも、自分のキャリアを踏まえて、それで認めてくださいとなったら、それは時機を見て、補正予算で、内容が決まったらと予算委員会の中でもそうさせていただきましたが、内容を決めて、6月補正、あるいは9月補正で十分間に合う、下期の事業ですからということは提案しましたが、それについて、特に内部のそういうプロセス、原案をつくったというのは不明確でありますし、そういったものだということも答弁を聞いたんですが、内容が確定してから、堂々と審査に上程すべきというのが、基本的に議会の議会人に対する審査のものが無いです、根拠がということで、それも含めて主催事業について、事業の予算案について、この手法が私は賛意を表明できないということを含めて反対とさせていただきます。

ほかの予算については、ないんだとは十分わかってますが、キュステの主催事業の予算のあり方については、どうしても納得できないことを踏まえ、反対討論といたします。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 私は、議案第17号から議案第21号について、賛成の立場で討論をいたします。

平成31年度一般会計予算において、勝浦市総合計画・後期基本計画を基本とする各種計画に基づき、それぞれの事業について予算計上されておりますが、その中でも子育て・教育環境の整備に重点が置かれたものとなっております。

歳入においては、全国的に景気回復の動きが見られ、回復基調となることが期待される中、本市においては人口減少や高齢化に伴う納税義務者の減少等により、市税収入は減少することが見込まれている状況において、ふるさと応援基金等の限られた財源を有効に活用しながら、平成31年度に完成予定である認定こども園整備事業を初め、かつうら放課後ルーム整備事業及び、子育て支援包括支援センター事業を含む母子保健事業等の子育て関連事業のほか、外国語指導助手招致事業及び中学生海外派遣事業の教育関連事業等を実施するための経費が計上されております。

これらの事業が実施されることにより、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを産み、育てることができる環境が整備されることで地方創生が図られるよう期待するものであります。

このようなことから、平成31年度一般会計予算の内容について評価するとともに、各特別会計予算及び企業会計予算も同様に評価することで各会計について賛意を表し、賛成討論といたします。

先ほど土屋議員のほうからはキュステの予算計上について、特に1点のみ反対というお立場の表明がありましたけれども、今年度の一般会計予算の計上においては、昨年前年度、前々年度と違い、キュステの運営協議会においてその審議を経て計上されているものと思います。キュステの運営協議会の会長が藤本議員であり、私はその委員であります。運営協できちっと手続を経た予算計上となっているものと、私は考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 平成31年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 起立多数であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第18号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第19号 平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第20号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第21号 平成31年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例及び勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 市有財産の譲渡について、陳情第1号 「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情、陳情第3号 道の駅建設計画の再検討を求める陳情、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。磯野総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 磯野典正君登壇〕

○総務文教常任委員長（磯野典正君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月6日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例及び勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 市有財産の譲渡について、以上3件につきまして、議案第10号及び議案第22号は全員賛成で、

議案第11号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情第1号「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情につきまして、審査を行った結果、全員賛成で採択と決定しました。

陳情第3号 道の駅建設計画の再検討を求める陳情につきまして、審査を行った結果、可否同数により委員長裁決で、不採択と決定いたしました。

なお、審査の過程において、道の駅整備事業計画については、白紙撤回ではなく、朝市とも共存共栄する道の駅の施設整備を早急に検討すべきとの意見がありました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決は終了いたしておりますが、予算審査特別委員長より発言の訂正の申し入れがありましたので、これを許可します。照川予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（照川由美子君） 記録を見ましたところ、土屋議員から総括ではなくて、一般の質疑において要求資料、キュステ、予算の出し方が未定というところではおかしいのではないかと、出し方がどうなのか、外して考えるべきではないだろうかというご意見が出されました。そして、その後、総括ではなくて、引き続き、一般の質疑で磯野議員から、未定事業、決まっていないので、仕方がないのではないかと、マイナスの797万円も減らしていく努力が必要と、それにはスポンサーや企業を入れての努力、マイナスを減らしていく努力をすべきというところで、その後末吉議員から、八代亜紀コンサート等、500万円のギャラということで、安過ぎるのではないかと、そういうご意見が出たところです。そして、その答弁に対しましては、現時点で決定していないので、総額でのご了承をお願いしたいというふうな答弁がありました。以上、訂正させてください。

○議長（岩瀬洋男君） それでは、戻ります。これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から陳情3号の道の駅建設計画の再検討を求める陳情についてお伺いします。陳情において委員長を通すということもあるんですけど、その前に委員の皆さんからどのような意見、質疑があったのか、その辺、お願いしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。磯野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（磯野典正君） 委員の皆さんからは、道の駅建設計画の再検討を求める陳情という中であれば、ここに陳情事項として出ている1項目、2項目あるんですが、1項目と2項目を分けて話をするべきではないのかという意見等も出ておりました。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 委員の方々がどのような意見を言ったか、私聞いているんです。それだけでいいですか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。磯野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（磯野典正君） 全委員の意見に関しましては、全部控えてございませんけれども、ある議員からおっしゃっていただいたのは、1項目と2項目というのは分けて考えるべきではないのかというご意見がありました。また、採択を求める委員の皆様方からは、それも含めてこれはかつうら朝市と共存共栄する施設整備を早急に検討するべきではないかというご意見もありました。その中でフィッシャーマンズワーフというお話が出てきましたが、それは別物ではないかというご意見もありました。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 今の話だと、1番、2番と陳情の中に、内容的にはあろうかと思うのですけれども、その意見を言われた方が、私の知る範囲で1名、そして継続が1名、あとは陳情の再検討はなしという中であったと聞いております。それはそれで委員長は控えていないという中で、その同数という中で、同数があつた中で、それを委員長がこの陳情に対して再検討はしないという話、そういう中で委員長がどのような意見を持って、考えを持って、同数のときにそちらに反対というか、どうして意見をその方向に向けたのか、その辺の委員長の考えをお聞きます。

○議長（岩瀬洋男君） 委員長の考えというよりも、その中の。

○9番（寺尾重雄君） 同数なんですから、同数であれば、当然委員長の判断というのが必要じゃないかと思う。先ほどのとは違います。同数である以上は委員長の判断も当然その意見として必要じゃないかと、私は思っているんで、それを同数で、委員長の意見は17号からの予算案についての話とちょっと違うのかなと。終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 本来質疑に対することなんですが、委員長、今の答弁できますか。磯野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（磯野典正君） 3対3ということでしたので、私のほうが最終的な判断をしたわけですが、私の中では、道の駅の建設計画の再検討を求める陳情とありまして、松野バイパスに関しては、この陳情の採択を決議する前に市長のほうからも白紙撤回だという全員説明会も行われました。その中でこの陳情が出てきているわけですが、私の中でも、先ほど言ったように委員の意見と一緒に、1番と2番というのが分けるべきものだというふうに考えた中で判断です。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。1回目と2回目は、要は答弁の確認と、そういう意味ですか。では、3回目をどうぞ。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 確かに議会で市長は白紙撤回という中で、ただ基本計画に道の駅等の問題がある中で、これが実際、道の駅の再検討、フィッシャーマンズワーフが道の駅とどう違うのか、道の駅を再検討してくれという話の中で陳情しているわけです。そうした場合、当然これは再検討の、勝浦市政においての基本計画の中で、今後の市政運営においても当然この事業としてはいろいろな面の勝浦の活性においても、どのような方向に向けていくかは、どうあろうと再検討をしなければいけないのではないかという思いで、委員長は先ほど市長は白紙撤回、そしてその中でフィッシャーマンズワーフとその問題は違うのだというようなことがありましたけれども、先ほど2回目で聞きましたけれども、私は委員長にその辺のことを再度求めたいですけど、2回目にそういう回答してますから、それはそれとしていいんですけれども、思いはそういう思いですから。質疑としては、道の駅の白紙撤回において、道の駅は今後しないと市長

は言った以上、それを再検討してくれというものを、委員長としてはそれは再検討しないのかどうか答えてもらいます。

○議長（岩瀬洋男君） もう一回、質問を整理してください。

○9番（寺尾重雄君） 道の駅を白紙撤回ということであったんですけども、再検討という陳情をあげて、委員長の裁量の中で同数を反対だといった中で、委員長の意思はどうだったかと聞いたら、その前に白紙撤回をしているから、それは白紙撤回ですよという意見をいただいた。その意見をいただいた中で基本計画も踏まえて、その辺は考えなかったのかどうか、それを求めます。

○議長（岩瀬洋男君） それは委員長の個人の意見。言っているように、ここは委員長の意見を聞くところではなくて、中身に関して質疑をしているので、もう一回そこを整理して、的確に質問してあげてください。

○9番（寺尾重雄君） 委員長の意見を、同数だから聞いているんです。同数だから委員長の意見をしっかりとどうだったのか、今後の市政運営においても、委員長が同数で判断した道の駅ですから、再検討もしないのであれば、再度再検討の問題をどう判断したのか、委員長の意見。委員長が同数で判断した話ですからね。

○議長（岩瀬洋男君） わかりました。先ほど答弁をいただいているんですけども、委員長に質問の内容としては同じだと思いますが、その辺をもう一回答弁してください。磯野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（磯野典正君） 先ほども答弁してますけれども、まず私個人的な話となるとおかしな話なんだけれども、まず2番目に出てきている、もちろんかつうら朝市との共存共栄の、海のまちだからということで海側にそういう施設をつくるべきだ、早急に検討するべきだということが書かれておりますけれども、その中でフィッシャーマンズワープですか、そういったお話も出てましたが、これは道の駅の計画とはまた別の話だと思うのです。ですので、私は道の駅の再検討を求める陳情という内容を見たと、松野バイパス、即時中止しと書かれています。でも、その前に白紙撤回を市長が判断されている以上は、これ以上話をする必要があるのかなというところが私の判断でございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 今の委員長の話なんですけれども、陳情を提出したのは19日です。市長の白紙撤回は20日です。ですから、19日出された陳情の内容を審議するのがこの委員会であると思いますが、その辺について白紙撤回したからもう必要ないという意見もありましたけれども、私はそういうものではなくて、この陳情内容をいかに審議したのか。そして、前段者が言ったとおり、私は委員ですので、議論の内容は承知してます。メモしなくてもわかっています。これについて採択は3人、あとの1名は全く白紙撤回したからこれは必要ないと不採択、もう1名は最初から継続審査ということ、もう1名は、2番目については賛同できるのではということ、3対1対1対1だったのです。ただ、これを採択するか、不採択にするか、本来であれば、3対1対1対1なんで、採択ということの判断が私は正しいと思うのですが、そうではなくて、どちらかにしなければいけないということで、再度決をとったときに不採択が3人いたということで3対3、そこで最終的に決めるのは3対3で委員長ということで、委員長の判断です。ですから、個人の意見じゃなくて、委員長としての意見を聞いたまでだと思いますので、そこ

はいいいんですが、私は今回、今の質問の中では、陳情は19日、市長の白紙撤回は20日ですので、そのところがどのように整理されたのかお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。磯野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（磯野典正君） 鈴木議員も同じその場にいたはずなんですけれども、確かに19日に出されました。20日に市長のほうから撤回がありましたというお話はありました。そのところだけを重点的に話した部分というのはなかったのじゃないかなと思うんですけれども、以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本治議員。

〔3番 藤本 治君登壇〕

○3番（藤本 治君） 私はただいまの総務文教常任委員長報告のうち、議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例及び勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から、また陳情第3号 道の駅建設計画の再検討を求める陳情は、採択すべきとの立場から討論を行います。

議案第11号は、今年10月からの消費税10%への増税に伴い、行政財産使用料及び水道料金等の消費税率を引き上げようとするものです。しかし、消費税10%への増税は、国会論戦を通じまして、家計消費の低迷や実質賃金の落ち込み、そして、就業者が増えたのは生活苦のせいなど、増税の根拠は総崩れとなりました。

また、内閣府は今月7日に発表した1月の景気動向指数は3カ月連続で悪化、内閣府は景気判断を足踏みから下方への局面変化に引き下げました。前回同じ景気判断をしたのは2011年11月であり、消費税8%への増税で、景気に悪影響が出たためでした。今回10%への増税実施前に景気悪化の可能性が生まれています。ここで増税を強行することは、日本経済にとって自殺行為になることはいよいよ明らかです。

消費税10%への増税は、何としても阻止しなければなりません。国会論戦、国民の戦い、統一地方選と参院選での国民の審判により増税阻止は十分可能です。したがって、条例改正の必要はないことを申し上げ、反対討論とします。

陳情第3号は、道の駅建設計画の再検討を求める陳情です。道の駅整備事業の白紙撤回は、予算審査特別委員会での総括質疑の中で猿田市長による独断ではないということと、議会にこれを図る必要はないということが表明された後、撤回は市三役と3人の課長の協議で決めたということが明らかにされましたが、議会も関与した勝浦のまちづくりの方向を、市の幹部6人で左右していいものなののでしょうか。私は陳情にあるとおり、再検討を行うことを確定し、しかるべき検討の場をつくり、海をテーマとした施設整備の提案を含め、市の情報を公開の上、個人や団体、多くの職員と市民の参加でまちづくりを考えるべきだと考えます。ゆえに陳情第3号は不採択ではなく、採択すべきであると指摘し、討論を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例及び勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についての採決ですが、産業厚生常任委員会にも付託しておりますので、産業厚生常任委員会の報告後に採決をさせていただきます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第22号 市有財産の譲渡についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、陳情第1号 「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治法への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、陳情第1号は、採択と決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、陳情第3号 道の駅建設計画の再検討を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手少数であります。よって、陳情第3号は、不採択と決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例及び勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 小高朋子福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例及び小高昌伸福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第23号 市道路線の認定について、請願第1号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願、陳情第2号 「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情、以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。戸坂産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 戸坂健一君登壇〕

○産業厚生常任委員長（戸坂健一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月7日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例及び勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 小高朋子福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例及び小高昌伸福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第23号 市道路線の認定について、以上7件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願につきまして、審査を行った結果、国の動向を見て慎重に審議する必要があると、会期中に結論を出すのが困難なため、議長に対しましては、継続審査の申し出をした次第であります。

陳情第2号 「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情につきまして、審査を行った結果、賛成多数で採択と決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのどこ

ろ通告はありません。質疑はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 請願第1号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願についての審議につきましてお尋ねします。国会の審査を注視するという事なんですが、国会はこの予算審査が決着がつけば、直ちに法案が出てくる可能性があるんですね。猶予がないわけなんですけれども、どういう議論を通じて継続審査という判断になったのか、採択を求める意見はなかったのか、伺います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。戸坂産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（戸坂健一君） お答えをいたします。請願1号に関する議論と、その結果の経緯についてであります。議論の中ではこの請願に関しましては、市民の生活が確かに苦しいこと、また国会で継続していくべき、下から支えているのが大切なものであるということで、これを採択すべきというご意見もございました。しかしながら今国会で審議中であること、また後期高齢者であっても現役の方もいらっしゃることで、現役世代にとっては負担増にもなること、また財源が今のところ不明であり、先行きが不透明なこと等々のご意見があり、最終的に賛成多数で継続審査ということになりました。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 財源が不明だというのですけれども、財源は1割から2割にすることによって、後期高齢者の受診の際に、その本人に負担が増えるわけであって、国が財源を出すわけじゃないんですよ。もともとは1割負担であるものをそのまま継続するわけですから、財源はどこにも必要はないんです。国会降りかかってくるのは、後期高齢者75歳以上の方々が今1割負担の方を2割にするということなんです。だからその理由は全く当たらないと思いますし、国会は審議中ではなくて、予算が終わればどんと出てきて、一気に強行採決という、これまでのパターンと同じようなことが起こりかねないわけですので、その辺の緊迫した状況を審議の中で十分検討されていないのではないかと思います。継続審査と採択を求める、どういう人数というか、そういう支持をされたのが何対何で、どういう決着になったのかを明らかにしていただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。戸坂産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（戸坂健一君） お答えをいたします。経緯につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。ご質問としては、どういう人数比でということございましたので、継続審査に賛成が4名、反対が2名ということでありました。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本治議員。

〔3番 藤本 治君登壇〕

○3番（藤本 治君） 私は、ただいまの産業厚生常任委員長報告のうち、議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例及び勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から、また、請願第1号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願は、継続審査ではなく、採択とすべきとの立場から討論を行います。

まず、議案第11号への反対理由は、さきの総務文教常任委員長報告に対する討論で述べたのと同じであります。

続く、請願第1号は、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割に引き上げないように求める請願であります。既に2014年度から1割負担だった70歳から74歳までの方々を段階的に2割に引き上げてきました。5年を経過し、いよいよ2割で75歳を迎える方が生まれます。5年前70歳になって、3割から2割に窓口負担が変わり、安くなったと思わせて、5年たった今年の誕生日で、本来1割になるべきところを2割のまま継続しようとするものであります。既に75歳以上の方は1割のままにしておいて、数年かけて2割にしようとしています。反対の声が沸き起こらないように考え抜かれた、準備周到な改悪です。予算案が成立すれば、法案が直ちに出てくる可能性があります。これを許せば、次に介護保険の利用料の1割から2割への負担増が狙われるでしょう。猶予はありません。請願第1号は継続審査ではなく、採択こそ行うべきであります。以上を指摘し、討論を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例及び勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長及び総務文教常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第12号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第13号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第14号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第15号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第16号 小高朋子福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例及び小高昌伸福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第23号 市道路線の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、請願第1号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願につきましては、産業厚生常任委員長から、会議規則第110条の規定による閉会中の継続審査

の申し出がありました。

本件につきましては、産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、請願第1号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、陳情第2号「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案と委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、陳情第2号は採択と決しました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬洋男君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。原係長。
〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） それでは、日程第2、議案を上程いたします。

議案第24号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第24号及び議案第25号の提案理由の説明を一括して申し上げます。

初めに、議案第24号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、3月31日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会の委員に小林洋一氏を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

小林洋一氏の経歴を申し上げますと、昭和41年3月に千葉県立一宮商業高等学校を卒業後、昭和42年1月に土地家屋調査士関史郎事務所に就職され、昭和44年2月には小林洋一土地家屋調査士事務所を開業し、その後、公益社団法人千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会副会長等を歴任され、平成28年4月から固定資産評価審査委員会の委員として、現在に至っております。

その人格と識見は、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えます。

次に、議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員狩野正勝氏が、3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに野村正二氏を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

野村正二氏の経歴を申し上げますと、昭和38年3月に勝浦市立興津中学校を卒業後、漁業に従事し、昭和46年4月に浜行川漁業協同組合に就職、平成9年6月には市内7つの漁業協同組合の合併により新勝浦市漁業協同組合での勤務となり、平成23年6月に同組合を退職するまでの間、総務課長、参事を歴任され、平成25年4月からは浜行川区長、同区市政協力員として、現在に至っております。

その人格と識見は、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げまして、議案第24号及び議案第25号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号及び議案第25号、以上2件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号及び議案第25号、以上2件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第24号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第24号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第25号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第26号 勝浦市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を4分の1以上にするにつき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第26号 勝浦市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「農業委員会等に関する法律第9条第1項」の規定により、委員になろうとする者の募集を行ったところ、推薦を受けた者のうち「同法第8条第5項」に規定する認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の数が農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者等にすることが困難なことから、「同法第8条第5項ただし書き」及び「農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号」の規定により、勝浦市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を4分の1以上とするため、議会の同意を得ようとするものであります。

以上で、議案第26号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 過半数2分の1以上が困難になったため4分の1以上ということなんですけれども、農業委員会はこれまで公選制であったものが任命制に変わり、そして今回のように農業者の構成を過半数から4分の1以上という制限を緩めるということになるわけなんですけれども、これによって農業者の意向はますます十分反映しないということが懸念されると思うのですが、そういった点に及ぼす影響、これ、振り返って公選制から任命制に変わったこと、そして今回の2分の1から4分の1という変更、これらが農業者の意向を十分反映することに妨げになるのではないかと思いますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。農業委員の公選制の廃止でございますが、この農業委員の選出の考え方を国のほうから示されている内容を申し上げますと、農業委員の選出の方法の変更に当たっては、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員にするため、公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められたものでございます。

農業委員会の役割といたしましては、従来から農地保全のための転用許可申請と決定事項のほか、現在は農業委員につきましては、担い手への農地利用の集積集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進、この3本立てを農業の事務の重点化として掲げてございます。こういった重点化に伴いまして、先ほど申し上げましたとおり、公選制を廃止し、地域の農業をリードする担い手が農業委員に就任するよう定めたものでございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 今回、任命予定者の選任に当たっては、個人からの推薦と、法人または団体からの推薦で準備されているようなんですが、次の議案かもしれませんけれども、この2分の1から4分の1ということにかかわって、あるいは公選制から任命制に変更になったこととか

かわって、任命予定者の選任方法が、今回個人と法人団体と2つに分かれていますけれども、推薦がどのように手続されているのか、その手続と、農業委員会において今回提案のこういう2分の1から4分の1ということについては、これまで農業委員会では協議がされて、どういう判断がされたのかというのを伺いしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。今回議案を出させていただきました経過として、まず推薦の係る経過でございますが、基本的に農業委員は、募集することになっておりまして、あらかじめ農業者が組織する団体その他の関係者に対して推薦を求めるということが法律で定まっております。そのほかにも公募ということでも応募を受け付けると、このような流れになっております。

そこで、市といたしましては、委員の選任に関する規定を設けまして、推薦の要件ですとか、そういうものを定めております。今回の推薦に当たりましては、事前に各区の区長にお集まりいただきまして、制度が変わって2回目の選出になりますけれども、その内容等を説明させていただきながら、ふさわしい方がいらっしゃったら、推薦をいただくような制度ということをご説明申し上げています。

前回なんですけれども、前回も議会の議決を経て農業委員の選任をしたところでございます。前回の内容を申し上げますと、認定農業者が4名で、認定農業者等に準ずる者が2名ということで6名、前回も今回も同様に、議会の議決の同意を得て選任するような、このような流れとなっております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 私がお尋ねしたかったのは、現在までの農業委員の方々が今回のこの変更、そして、この変更を了解されているのかどうか、審議がされたのかどうかということなんです。こういうことをやりますよということがあらかじめ現在までの農業委員の方々に諮られて、その了解を得られているのかどうかということと、現在までの1期目というか、今までの方々が任期を務められて、公選制から任命制に変わったことについては、どのように評価されているのかを伺いたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。本件に関しましては、選出の方法につきましては、法律に基づくことでございまして、今年度末、3月31日に任期満了となることから、法律に基づきまして選任しようとするものであります。

もう一点の現委員の考え方、評価という点でございますが、選任に当たっては今申し上げましたとおり、法律に基づくことでございますので、委員の考え方を反映するものではないと、そのように考えております。

この選任方法の変更に伴う現委員の評価ということは直接私のほうでは伺っておりませんが、実績といたしまして、先ほど申し上げました農地の集積ですとか、また利用状況の把握ということで、農業委員は同じく新たに新設されました推進委員とともに、勝浦の農地の利用状況を調査してございます。その調査することによって、耕作放棄地の抑制ですとか、そういったものを図ることになっておりまして、そういった実績から申し上げますと、全部で市内の農地1,300ヘクタールの調査を終えて、そうした国が求める、法律が求める責務は十分果たしておる

のかなと、それに対して委員の方々もご協力いただいておりますので、評価といいますか、この選任制度とともに、重点的となっております農地の集積に向けた取り組みということには十分ご理解いただいていると、このように考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第26号 勝浦市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を4分の1以上にすることにつき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第26号は、これに同意することに決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き開議を開きます。

次に、議案第27号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第28号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第29号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第30号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第31号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第32号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第33号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第34号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第35号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、以上9件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田 寿男君） ただいま議題となりました議案第27号から議案第35号までの勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を一括して申し上げます。

本案は、いずれも、「農業委員会等に関する法律第8条第1項」の規定により、議会の同意を得て委員を任命しようとするものであります。

初めに、議案第27号 鈴木康弘氏の経歴を申し上げますと、昭和40年3月に県立茂原農業高等学校を卒業後、昭和45年4月に勝浦農業協同組合へ就職し、平成17年3月にいすみ農業協同組合を退職されました。平成28年4月から市政協力員に就任され、現在に至ります。

農業経営は、水稻0.53ヘクタール、露地野菜等の畑作0.12ヘクタール、菊などの花卉0.05ヘクタールに従事されております。

次に、議案第28号 吉野常男氏の経歴を申し上げますと、昭和39年3月に県立大原高等学校を卒業後、同年4月から民間企業の営業職等を経て、平成17年4月から農業に従事しております。地域では、平成12年4月から平成14年3月まで市政協力員を、平成18年11月から平成21年11月まで農業委員を務めており、平成27年度からは勝浦市土地改良区総代に就任しております。

農業経営は、水稻1.7ヘクタールに従事されております。

次に、議案第29号 黒川義治氏の経歴を申し上げますと、昭和46年3月に県立長狭高等学校を卒業後、同年4月から勝浦市役所に奉職、農林課農林係長、税務課長等を歴任され、平成25年3月に退職されました。平成28年4月から農地利用最適化推進委員に就任されております。

農業経営は、水稻4ヘクタールと水稻作業受託1ヘクタールに従事されております。

次に、議案第30号 酒井明氏の経歴を申し上げますと、昭和44年3月に県立茂原農業高等学校を卒業後、同年4月から勝浦市役所に奉職、農林課農林係長、農業委員会事務局長、環境防災課長を歴任され、平成22年3月に退職されました。地域では、平成26年4月から平成27年3月まで市政協力員を務めております。

農業経営は、水稻0.3ヘクタールに従事されております。

次に、議案第31号 渡邊薫氏の経歴を申し上げますと、昭和41年3月に県立大多喜高等学校を卒業後、同年4月から千葉県庁に奉職、県農林水産部農地課で農地転用等を担当するなど、農地法に係る事務を経て、夷隅地域整備センター大多喜事務所の次長、安房地域整備センター鴨川整備事務所の次長を歴任し、平成20年3月に退職されました。地域では、平成21年4月から平成23年3月まで並びに平成27年4月から市政協力員に就任され、現在に至っております。農業の経験はありません。

次に、議案第32号 末吉富榮氏の経歴について申し上げますと、昭和47年3月に県立茂原農業高等学校を卒業後、同年4月から勝浦市消防本部に奉職され、平成26年3月に退職されました。地域では、平成26年に今後の地域農業を担う中心経営体に位置づけられ、平成29年4月には杉戸地区地域資源保全会の代表に就任され、現在に至っております。

農業経営は、水稻2.4ヘクタールに従事されております。

次に、議案第33号 川崎清貴氏の経歴を申し上げますと、昭和43年3月に県立農業高等学園を卒業後、農業に従事され、平成13年7月に認定農業者に認定の後、平成22年11月には千葉県指導農業士の認証を受けております。地域では、平成25年4月から平成27年3月まで市政協力員を務め、また、平成28年4月から農地利用最適化推進委員に就任され、現在に至っております。

農業経営は、施設野菜の栽培1.85ヘクタールの農業に従事されております。

次に、議案第34号 吉野勇孝氏の経歴を申し上げますと、昭和41年3月に県立安房農業高等学

校を卒業後、民間企業を経て、平成6年3月に有限会社たかばし産業を設立し、代表取締役役に就任され、あわせて、同年から農業に従事しております。平成22年4月からいすみ農業協同組合理事に就任し、平成26年3月には認定農業者の認定を受け、現在に至っております。地域では、平成9年4月から平成11年3月まで市政協力員を、平成24年11月から平成28年3月まで農業委員を務められております。

農業経営は、水稻15ヘクタール、露地野菜の畑作0.3ヘクタールに従事されております。

最後に、議案第35号 吉野茂子氏の経歴を申し上げますと、昭和51年3月に、鯉渕学園を卒業後、同年4月から昭和57年3月まで宮崎県の延岡市酪農組合の勤務を経て、昭和57年4月から現住所にて農業に従事され、平成22年6月には認定農業者の認定を受け、平成28年4月からは農業委員に就任されております。また、同年11月に千葉県指導農業士の認証を受け、現在に至っております。

農業経営は、水稻23ヘクタールに従事されております。

以上、9人の人格と見識は、農業委員会の委員として適任であると考えます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げまして、議案第27号から議案第35号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 個別の方の質疑ではないんですけれども、任期3年の農業委員の方々が1期目任命されて3年が過ぎて、今回2期目の方々を任命するということなんですけれども、公選制から任命制に変わって、そのことがどうだったかという総括なんですけれども、これまでにそれがなされた場がなかったというような先ほどのご答弁かと思うんですけれども、これまでも含めて、今後についても、どういう場で、この場合1期の公選制から任命制に移ったことについてどうだったのかという総括については、これまでと今後について、どういう場があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。公選制から任命に制度が改正になった、そうした影響とか効果とか、そういうことでよろしいんでしょうか。先ほど農業委員会の役割のこれからの重点的項目を3つほど挙げさせていただきまして、今までは転用の許可も委員の誤審ですとか、そういうものがあつた中で、農業委員会は今後農業の効率化等を高めるために、農地の集積を推進していく、そういう役割に重点化を置かれた中で、認定農業者を原則定員の2分の1以上にする、これが原則的になっております。より身近に農業に携わっている方を任用して最適化を進めていく、このような目的でございます。

公選制の時点ではこういった考えが明確ではなかったもので、大きな違いということで私のほうでは申し上げさせていただきます。

今後とも、先ほど申し上げました農地利用状況調査ですとか、いろんな調査を経まして、農業が抱える課題解決のためにご尽力いただくための制度改正と、このように考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○3番（藤本 治君） 私は公選制から任命制に変わったこと、そのこと自体を振り返ってどうだっ

たのかということがどこかで検討される必要があると思うのです。それは農業だけに限らず、漁業においても公選制から知事の任命に変わるという制度の改編が行われておりまして、それ自体もいろんな分野に広がっているなという印象を持つわけですが、農業において過去3年前にこれに踏み切っておりますので、その3年間の第1期のあれを通じて、きちっと振り返ってどうだったのかということを検討すべきだと思うし、そういう場があつてしかるべきだと思うのです。それは今まではなかったと見受けられるのですが、今後もないままに過ぎていくのかどうかなんです。その新しい任務を遂行するということについては、任務はそれぞれの時期時期で、公選制であったときも、任命制になろうと、任務はその時々必要性に応じて変わってくるのだと思いますけれども、公選制から任命制という、制度の根幹が変わってますので、そのことについてどうだったのかという検討がなされないままいくのかどうか、それをもう一度確かめたいのですが。

○議長（岩瀬洋男君） 公選制についてやってきたものに対してどうだったか、それについて今後そういう検討することがあるのかどうかということですね。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。今の任命制度から見て、公選制を振り返るということでしょうけれども、先ほども申し上げたとおり、法律の改正に基づく選任方法の変更でございます。したがって、現委員とか、公選制に検討するとか、改めるとか、そういう議論の場というのはまずないのかなと、このように思います。振り返って公選制を再度評価したりとか、むしろ今後のことの課題解決に取り組んでいただくことを私どもは求めているところでございまして、そういった中で委員の役割を全うしていただきたいと、このような考えでございます。繰り返しになりますけれども、公選制を改めて議論する場というのは特にないかなと、私のほうでは考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号ないし議案第35号、以上9件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号ないし議案第35号、以上9件については正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第27号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第27号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第28号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること

についてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第28号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第29号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第29号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第30号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第30号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第31号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第31号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第32号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第32号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第33号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第33号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第34号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第34号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第35号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第35号は、これに同意することに決しました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（岩瀬洋男君） 市長より諮問の送付がありましたので、職員に朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） ただいま朗読いたしました諮問は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第3、諮問を上程いたします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成31年6月30日をもって、人権擁護委員、小澤一之氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、新たに後任として、府川弘子氏を委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

府川弘子氏の経歴を申し上げますと、昭和55年3月に目白学園女子短期大学を卒業、昭和56年3月に千葉県立教員養成所を卒業した後、同年4月から君津市立小櫃小学校教諭として奉職以来、平成30年3月に退職するまでの間、大多喜町立総元小学校教頭、いすみ市立太東小学校教頭、大多喜町立西小学校長、いすみ市立浪花小学校長等を歴任されました。また、退職後は、平成30年4月から、夷隅健康福祉センターの家庭相談員として活動されております。

その人格と識見は人権擁護委員として適任であると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬洋男君） 日程第4、発議案を上程いたします。発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。鈴木克己議員。

〔1番 鈴木克己君登壇〕

○1番（鈴木克己君） 議長よりご指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年12月定例会において、「勝浦市課設置条例の一部を改正する条例」が議決されたことに伴いまして、常任委員会が所管する課名や係名等の所要の改正を行おうとするものであります。

また、同定例会において「勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」が議決されたことに伴い、あわせて、産業厚生常任委員会の委員定数を8人から7人に、議会運

営委員会の委員定数を8人から7人にそれぞれ改めようとするものであります。

よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第1号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、発議案第2号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治法への十分な財政措置を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。磯野典正議員。

〔5番 磯野典正君登壇〕

○5番（磯野典正君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第2号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人とされ、今や自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員であります。

職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務についており、地方行政の重要な担い手となっております。

こうした状況を受け、2017年5月11日には地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立

し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められています。

2020年4月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や待遇改善に伴う新たな予算の確保などが必要となっています。行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望しようとするものであります。

1、「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持し、公務を遂行するため、地方自治体への必要な財政措置を講じること。

2、会計年度任用職員制度の制度化に伴う賃金労働条件の整備に必要な地方自治体の財政負担の増大について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における国会の附帯決議に基づき、国の財政措置を早期に明確にし、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第2号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治法への十分な財政措置を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、発議案第3号 幼児教育・保育の「無償化」に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治法への十分な財政措置を求める意見書についてを議題といたします。職員に

発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。戸坂健一議員。

〔7番 戸坂健一君登壇〕

○7番（戸坂健一君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第3号 幼児教育・保育の「無償化」に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

幼児教育・保育の「無償化」については、重要なことと受けとめ、国の努力に敬意を表するものです。

一方、実施に当っては、地方自治体にも大きな負担もかかることから、国、地方自治体の十分な合意形成が重要と考えます。

政府が2018年12月28日に示した、幼児教育・高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針には、なお懸念すべき事項が含まれております。保育関係団体などからも反対意見が多数出されていますが、3歳以上（2号認定）児に関する主食材費に加え副食材費を実費徴収することや、無償化に係る自治体の費用負担のあり方、とりわけ公立の幼児教育・保育施設等での無償化に係る費用の全額自治体負担など、見直すべき課題が存在していると考えます。

政府は、2019年度の必要額を国が負担することなどを示しましたが、今なお無償化に伴う懸念が払拭されたわけではありません。幼児教育・保育の無償化の前進を強く望みますが、子どもたちの権利をきちんと守り、地方自治体がその役割を発揮し続けるためにも、次のとおり、制度改善と必要な財政措置を国に強く要望しようとするものであります。

1、「無償化」で自治体の負担が増大しないようにすること、また、公立施設についても民間施設と同様に国が全額費用負担をするなど、十分な措置を講じてください。

2、無償化を理由に、保育の質的量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。

3、0から2歳児も所得制限を設けず、無償化の対象にすること。

4、給食食材費は、幼稚園等も含め実費徴収化ではなく、無償化の対象にすること。

5、現行の多子減免措置を後退させることなく、その拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第3号については、委員会の付託を

省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第3号 幼児教育・保育の「無償化」に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（岩瀬洋男君） 日程第5、報告であります。報告第1号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第1号について申し上げます。

本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る平成30年12月19日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと思います。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（岩瀬洋男君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成31年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後1時36分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第11号～議案第35号、及び請願第1号、陳情第1号～陳情第2号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第1号～発議案第3号の総括審議
1. 報告第1号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員